



かどがね

編集・発行 門川町役場

印刷 工藤印刷



提灯を的に発水する団員

今月の主な行事

- 1日 道路愛護デー
- 3日 習字教室 (19:00~中央公民館)
- 4日 三ヶ月児検診 (9:00~11:00 役場当直室
昭55, 11月出生の乳児)
- 婦人スポーツ教室 (9:30~11:30 中央公民館)
- 8日 審判講習会 (バレーボール) 門小 9:30~12:00
- 10日 婦人スポーツ教室 (9:30~11:30 中央公民館)
- 習字教室 (19:00~中央公民館)
- 11日 建国記念日
- 12日 中央婦人学級 (19:30~中央公民館)
- 13日 1才6ヶ月児検診 (13:00~14:00 役場三階会議室
昭54, 7, 8月出生の者)
- 白バラ駅伝 (門川町コース)
- 17日 高令者学級 (9:30~中央公民館)
- 習字教室 (19:00~中央公民館)
- 18日 婦人スポーツ教室 (9:30~11:30 中央公民館)
- 栄養学級 (9:30~中央公民館)
- 19日 一般住民結核事後及び管理検診 (午前・午後)、役場→20日迄
- 20日 贈与税納税相談 (9:00~15:00 役場三階会議室)
- 23日 献血 (10:30~15:00 場所未定)
- 24日 習字教室 (19:00~中央公民館)
- 25日 所得税納相談 (9:00~15:00 役場三階会議室) 27日迄
- 婦人スポーツ教室 (9:30~11:30 中央公民館)
- 26日 成人病学級 (9:30~15:00 中央公民館)

門川町民憲章

わたくしたち門川町民は生きる
喜びを感謝し明るい家庭と住み
よい町をつくるためこの憲章を
定めます。

- 一、健康な心身を育てましょう。
- 一、力いっぱい仕事に励みましょう。
- 一、明るくあいさつを交しましょう。
- 一、進んできまりを守りましょう。
- 一、豊かな文化をきつぎましょう。

1月1日現在人口

世帯数	男	女	計
5,172 (5,144)	8,912 (8,901)	9,681 (9,644)	18,593 (18,545)

昭和五十五年分の贈与税の申告と納税は二月一日から、所得税の確定申告と納税は二月十六日からそれぞれ受付が始まっています。この申告と納税の期限は、どちらも三月十六日までとなっていますが、期限間近になりますと税務署の窓口が大変混雑し、落ち着いて相談ができなかつたり、長い時間待つていただくようなことにもなります。申告は、できるだけ早く済ませましょう。

尚本町においては次の日程により、納税相談の受付が行なわれます。皆さんの都合に合わせてご利用下さい。

※贈与税の納税相談
日時 二月二十日
午前九時から午後三時まで

※所得税の納税相談
日時 二月二十五日から
二月二十七日まで
毎日午前九時から午後三時まで

場所 門川町役場三階会議室

所得税・贈与税の 申告始る

贈与税の申告は お早目に

所得税の申告と納税は二月十六日から始まりますが、贈与税の申告と納税は、ひと足はやく二月一日から始まります。

昨年一年間にもらった財産の合計額が六十万円を超えるときは、税務署に贈与税の申告をしなければなりません。

「贈与税」というのは、人から財産をもらったときにかかる税金ですが、ご主人名義の土地を奥さんや子供さん名義に変えた場合なども贈与税がかかります。

贈与税について詳しいことは、最寄りの税務署か税務相談室にお気軽におたずねください。

今年も確定申告の時期が近づきました。

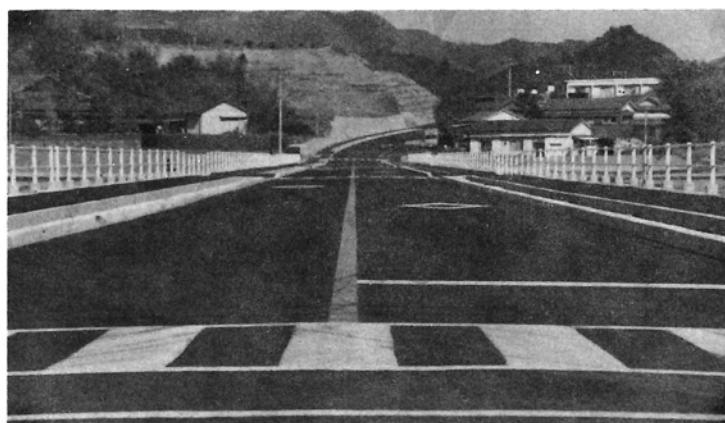
ところで、サラリーマンの方は勤務先で年末調整を済ませると、

最近、所得税の青色申告制度を利用する方が増えています。それというのも青色申告をすると「青色申告控除」をはじめ、いろいろな特典があり、税金の面で有利になるのはもちろんですが、帳簿を付けることによって、経営の内容や資金の状況などがよく分かり、経営の合理化にも役立つことが一般に知られてきたためです。

青色申告のお勧め

まだ青色申告をされていない人は、節税のため、また、経営合理化のためにこの制度を利用されるようお勧めします。

詳しいことは、延岡税務署にお気軽におたずねください。



(完成した南町・平城線)

振替納税の お勧め

所得税を納めるのに便利な方法として「振替納税」の制度があるのをご存じでしょうか。

これは、あらかじめ税務署と金融機関に所定の手續をしておきますと、銀行などの預金口座から振替によって納税することができ制度です。忙しいときなどにはいい納税の期限を忘れがちです。納税に便利な「振替納税」を、この機会にぜひ御利用ください。

医療費と税金

あなたやあなたの家族が病気にかかったりけがをしたりして、多額の医療費を支払ったときには「医療費控除」が受けられ、納めた税金が返ってくる場合があります。

この医療費控除を受けるには、確定申告書に必要な事項を記載して提出することが必要です。医療費の領収書を申告書に添付するか申告の際に提出しなければなりません。

詳しいことは、延岡税務署にお気軽におたずねください。

税金は..... みんなのために使われる



(始まった鳴子海浜公園埋立工事)

私たちが健康で快適な生活ができるように、国や地方公共団体はいろいろな活動を行っています。

例えば、社会福祉の充実、住宅や道路の整備、教育や科学の振興など、その活動は幅広い分野にわたっています。

これらの活動に必要な費用は、その社会を構成している私たちみんなが分担して出し合っているのです。これが税金です。

昭和五十六年度の 住民税申告について

昭和五十六年度の住民税(町県民税)の申告時期が近づきました

- 一、申告は自主申告であること
申告は自分で正しく所得を計算し、申告書に必要な事項を記載して提出していただきます。
- 二、申告書を提出していただく人
(1)住民登録の有無にかかわらず、昭和五十六年一月一日現在、門川町に居住していた人
(2)給与支払報告書の提出のない事務所、事業所の給与所得者
(3)給与所得者で、雑損控除、医療控除、または給与支払報告書と異った扶養控除を受けようとする人

申告相談所開設日程表

月日	曜	地 区	場 所	月日	曜	地 区	場 所
2.20	金	松 瀬	松瀬公民館 9:30~3:00	3. 6	金	旭後 町向東	尾末東公民館 9:00~3:00
		大 内	大内原公民館 9:30~3:00			谷 ノ 山	地区会長宅 9:00~3:00
23	月	三ヶ瀬	三ヶ瀬公民館 9:30~3:00	9	月	平 城 東	平城東集会所 9:00~3:00
		上 井 野	西門川児童館 9:30~3:00			平 城 西	平城西集会所 9:00~3:00
24	火	小 松	小松公民館 9:00~3:00	10	火	東 栄 町	東栄町公民館 9:00~3:00
		小 園	小園公民館 9:00~3:00			西 栄 町	西栄町公民館 9:00~3:00
3. 2	月	城 屋 敷	城屋敷公民館 9:00~3:00	11	水	中 尾	中尾公民館 9:00~3:00
		中 山	中山公民館 9:00~3:00			下 納 屋	下納屋公民館 9:00~3:00
3	火	五 十 鈴	千田ノ木公民館 9:00~3:00	12	木	上納屋 全区	上納屋公民館 9:00~3:00
		中 村	中村公民館 9:00~3:00			牧 山	牧山公民館 9:00~3:00
4	水	竹 名	竹名公民館 9:00~3:00	13	金	庵 川 西	庵川西公民館 9:00~3:00
		南町1区	古川公民館 9:00~3:00			庵 川 東	庵川東公民館 9:00~3:00
5	木	南町2区 丘	公民館 9:00~3:00	16	月	加草全区	加草公民館 9:00~3:00
		南 町	役 場(3階) 9:00~3:00				

- 三、申告をする必要のない人
(1)所得税の確定申告をする人
(2)前年中の所得が給与所得のみで源泉徴収によつて税金を納める人
- 四、申告期間
申告は、昭和五十六年二月十六日から三月十六日までとなっています。住民税の申告は記載事項も多く、内容も複雑であるため、例年どおり、別表のように各地区毎に受付けを予定しています。尚申告を必要とする方については、場所、日時等について、後日御通知申し上げます。

- 又、申告期間中は税務課でも申告受付けを行なっていますが、できるだけ関係地区で申告を済まされるようお願いいたします。
- 五、「所得」とは
所得とは、昭和五十五年一月一日から十二月三十一日までの収入金額から、その収入金をあげるために必要な経費(生活費、及び生活関係費は含みません)を差引いた残りの金額であります。記入方法等詳細は「昭和五十六年度申告書のかきかた」に記載してあります。
- 六、申告の際持参するもの

- (1)印 鑑
(2)家族の構成のわかるもの
(3)国民健康保険、国民年金など、社会保険料支払いを証明するもの(領収書類)
(4)生命保険、共済掛金等生命保険料の領収書、又は支払証明書
(5)その他所得申告に必要な帳簿書類など
七、そのほか申告についての不明な点については税務課にお問合せ下さい。

昭和55年度 共同募金及び歳末たすけあい結果報告

地区別共同募金

歳末たすけあい募金実績表

地区	目標額	実績額	%
松瀬	10.400	11.200	107
三ヶ瀬	36.400	38.100	104
上井野	43.200	45.200	104
大内原	20.800	20.800	100
小小園	26.000	28.000	107
小城敷	32.000	32.000	100
中屋山	23.600	23.600	100
五十鈴	50.400	50.400	100
平城東	114.000	114.000	100
平城西	113.200	100.000	88.3
南町1区	60.400	67.800	112
南町2区	21.600	21.600	100
南ヶ丘	47.200	47.200	100
上町	60.400	60.400	100
本町	66.400	66.400	100
東栄町	108.400	121.500	112
西栄町	109.200	118.700	108
栄ヶ丘	42.800	42.800	100
竹名町	13.200	13.200	100
旭町	27.600	27.600	100
尾末東	20.800	20.800	100
後向	27.200	27.200	100
中尾	48.800	48.800	100
下納屋	78.800	80.000	101
上納屋1区	38.800	38.800	100
上納屋2区	34.800	34.800	100
上納屋3区	32.000	32.000	100
中村	30.400	31.800	104
加草1区	28.000	28.000	100
加草2区	55.200	62.100	112
加草3区	40.400	44.900	111
加草4区	40.400	40.900	101
加草5区	21.600	21.600	100
庵川西	64.400	64.400	100
庵川東	72.000	72.550	100.7
牧山	18.800	20.400	108
谷ノ山	4.800	5.500	114
合計	1,716.400	1,757.050	102.37



共同募金の配分金等で南町二区公民館に
設置された遊具施設

共同募金及び歳末たすけあい運動につきましては、戸別募金を地区会長さんに、ご協力をいただき法人・大口募金並びに職域募金等を、共同募金委員会と社協理事にご協力してもらいました。

門川中学校生徒会、特別養護老人ホーム五十鈴荘入所の老人の方々、その他の職域の皆様方や、町民の皆様の暖かいご理解と、善意のご協力のもとに、目標額を上廻る好成績を収めましたことを、厚くお礼申し上げます。

ここに共同募金及び歳末たすけあい募金の実績と配分結果を、ご報告致します。お礼の言葉と致します。



共同募金及び

歳末たすけあい募金実績累計表

募金種別	数	共募金額	歳末金額	計
戸別募金	38区	1,456,680	300,370	1,757,050
大口募金	81	626,000		1,118,000
法人募金	59	492,000		
職域募金	14	100,624	150,733	251,357
街頭募金	1	9,461		9,461
その他(募金箱)		5,136		5,136
前年度繰越金		17,216		17,216
預金利子		1,029		1,029
合計		2,708,146	451,103	3,159,249

詳しいことは金融機関、延岡税務署、又は税務相談室におたずねください。

尚町税についても、預金口座から自動的に振替えて納める「口座振替」の制度があります。

(一)依頼できる金融機関

(1)宮崎銀行

(2)宮崎相互銀行

(3)日向農協門川支店(支所を含む)

(4)門川漁協

(5)庵川漁協

(二)申込手続

前項の金融機関に預金口座を有し、振替を希望する納入義務者等は、「預金口座振替依頼書」を金融機関へ提出する。

(三)その他詳しいことは、役場税務課までお問合せ下さい。

税の相談は

お気軽に

次へおたずね下さい

※延岡税務署
電話 (〇六三) 〇三三〇一
※税務相談
宮崎税務署内宮崎分室
電話 (〇六三) 〇九三三八番
〇九三三八〇番

飲酒運転を絶滅しましょう



2月は飲酒運転絶滅月間です

(加草十号線での事故)

交通安全の推進、事故防止にはかねてから町民の皆さまの積極的なご協力とご理解をいただき感謝いたしているところであります。

又、昨年中は交通事故死亡者数が、輝かしい実績を残すことができました。これも町民の皆さま一人一人の交通安全に対する深いご理解のたまものであり、厚くお礼申し上げます。

本年も昨年同様、本町から悲惨な交通事故をださないよう、昨年にまして町民の皆さまのご協力をお願い申し上げます。

さて、本年も二月は飲酒運転絶滅

減月間となっておりますが、県下における昭和五十五年中の交通事故発生件数は三、三三三件、死者九十三名、負傷者四、一八三名となっており、発生件数、負傷者については減少しているものの、死者については益々増加の傾向がみられるなど更に厳しい交通情勢となっております。

この中にあつて飲酒運転によって相手を死亡させたものが七件で七名の死亡、飲酒後めいはいはいかい、自転車利用中に自動車にはねられ死亡したもの六件で六名の死亡と合計十三名の方が飲酒運転

が起因して亡くなられています。これが飲酒運転追放を目的として、昭和五十三年十二月一日から道路交通法が改正され、酒酔運転の点数が十五点に引き上げられ、酒酔い運転のみで運転免許が取消されることになったために、一時は飲酒運転は減少したものの、最近再び増加しており、これに伴い免許取消し処分を受けるものも増加しております。

飲酒運転は、ご承知のとおり重大な事故に直結する危険性を持つており、これを追放するには運転者自身「飲んだら乗らない」を徹底することはもちろんですが、地域、職場、家庭が一体となった推進が必要であります。

つきましては、前述のとおり昭和五十六年も二月は飲酒運転絶滅月間として飲酒運転追放運動を推進することになりましたので、次の事項を中心に、この運動が単にかけ声のみに終ることなく、家庭から、地域から、職場から一人の飲酒運転者をださないよう、又、運転免許取消者をださないように町民の皆さまの積極的なご協力をお願いいたします。

- 一、交通安全会における徹底した飲酒運転の追放運動
 - 二、家庭における徹底した飲酒運転の追放
 - 三、職域における徹底した飲酒運転の追放運動
 - 四、酒類提供者の自主的活動の推進
- ① 飲酒した客が自動車を運転してきたことが判明した場合は鍵を預りタクシー等を利用させるよう徹底すること。
- ② 飲酒した客が自動車を運転してきたことが判明した場合は鍵を預りタクシー等を利用させるよう徹底すること。
- ③ 飲酒した客が自動車を運転してきたことが判明した場合は鍵を預りタクシー等を利用させるよう徹底すること。
- ④ 飲酒した客が自動車を運転してきたことが判明した場合は鍵を預りタクシー等を利用させるよう徹底すること。
- ⑤ 飲酒した客が自動車を運転してきたことが判明した場合は鍵を預りタクシー等を利用させるよう徹底すること。

共同募金配分実績表

配分先	金額	摘要
県共募	482.000	A配分(県共同募金会)
福祉施設	150.000	あさひ学園
各種団体	220.000	各福祉団体
社協	500.000	地域福祉費
〃	450.000	老人福祉費
〃	450.000	児童福祉費
〃	130.000	家庭奉仕員派遣事業費
〃	150.000	事務費
分会費	176.146	募金資材費
合計	2.708.146	

歳末慰問配分実績表

住所	施設名	人員	金額	摘要
門川町	在宅ねたきり老人	58	116.000	
〃	〃重度心身障害者(児)	43	86.000	
〃	交通遺児・貧困家庭児	6	12.000	
〃	松寿園	21	42.000	養護老人ホーム
〃	五十鈴荘	15	30.000	特別養護老人ホーム
〃	あさひ学園		21.000	精神薄弱児通園施設 通園児全児童
〃	町内各小中学校	5校	80.000	準援児童
延岡市	もみじの里	1	2.000	身障者療護施設
〃	みどり学園	3	6.000	養護施設
〃	みかり学園	4	8.000	精神薄弱児施設
日向市	あかつき学園	3	6.000	〃
〃	永寿園	2	4.000	特別養護老人ホーム
東郷町	鈴峰園	1	2.000	養護老人ホーム
川南町	国立宮崎病院	2	4.000	重度心身障害児施設
宮崎市	宮崎養護院	1	2.000	救護施設
〃	身体障害者総合 福祉センター	1	2.000	身体障害者援産施設
〃	向陽園	1	2.000	〃
清武町	清友の里	1	2.000	身障者療護施設
国富町	向陽の里	4	8.000	精神薄弱者施設
都城市	県立みやざき学園	1	2.000	救護院
鹿児島県	星塚敬愛園	1	2.000	ライ療養所
熊本県	菊池恵園	2	4.000	〃
福岡県	視力障害センター	1	2.000	盲施設
広島県	聖光学園	1	2.000	〃
〃	必要経費		4.090	ノシ袋・送料
合計			451.090	



成人式

本年も新成人者を祝い励ます式典が1月15日成人の日中央公民館で開催されました。その席上、西米町の池内まどかさんが「二十歳になつて」と題して新有権者の意見発表を行ない、門川町代表として、去る1月22日延岡市で行なわれました、東臼杵地区新有権者意見発表大会に出場し、見事最優秀に輝き、東臼杵地区代表として1月30日県図書館ホールで行なわれました県大会に出場いたしました。



五、その他
この試験についての問合せは
門川町上町黒木精肉店(電話三
一三四八番)にご連絡下さい

(一) 年令は昭和二十四年四月二日から昭和三十六年四月一日までに生れた者で保母資格を有する者(但し、昭和五十五年度の試験において資格取得見
二、受験資格
(一) 学歴は問いません。但し、高等学校卒業程度の学力を有する者
(二) 採用予定人員
若干名
(三) 試験の日時、場所及び方法
試験は第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は第一次試験の合格者に対して行います
(一) 第一次試験
(1) 日時
昭和五十六年二月二十八日
(土) 午後一時から午後三時まで
(2) 場所
門川町上町、魚甚閣
(3) 方法
教養試験、専門試験について行います
(二) 第二次試験
後日、第一次試験合格者に通知します
四、受験手続
(一) 受験申込用紙交付、受付は門川町上町、黒木精肉店で行います
(二) 受付期間は昭和五十六年二月五日から昭和五十六年二月二十二日まで、郵送の場合は二月二十二日までの消印のあるものに限る受付けます
五、その他
この試験についての問合せは
門川町上町黒木精肉店(電話三
一三四八番)にご連絡下さい

保母採用

込の者も含まれます)

昭和55年度 法人・大口募金寄附者名

部落	名称	金額	部落	名称	金額	部落	名称	金額
建設業者	松沢組	50.000円	東栄町	田中病院	50.000円	加草	永田伝治	2.000円
〃	長田組	20.000	〃	五十鈴林業社	10.000	〃	関田杉芳	2.000
〃	谷川組	20.000	〃	九州木産社	10.000	庵川西	和光功義	30.000
〃	児玉組	20.000	〃	堤齒科医院	10.000	〃	和田光義	10.000
〃	吉永組	20.000	〃	樋口医院	10.000	〃	黒木豊久	10.000
〃	松沢建設	20.000	〃	東洋プロパ	10.000	〃	浜田梅利	10.000
〃	高倉土木	20.000	〃	長友フキ子	10.000	〃	黒田功	10.000
〃	日興建設	10.000	〃	五十鈴会館	10.000	〃	松田林功	10.000
〃	清水組	10.000	〃	坂元タクシ	5.000	〃	牧野酒	5.000
〃	小山建設	10.000	〃	門川木工所	5.000	〃	岩野田馨	3.000
〃	野山建設	8.000	〃	肥前近藤	5.000	庵川東	新井朝	20.000
〃	小泉建設	8.000	〃	門川サービス	5.000	〃	庵川漁業協同組合	10.000
〃	小野建設	8.000	〃	水永ベニヤ	5.000	〃	岩田実作	10.000
〃	小安建設	8.000	〃	久保自転車商	3.000	上町	綱本次夫	3.000
〃	丸重建設	8.000	〃	姫野電業	3.000	中尾	吉田	1.000
〃	大興建設	5.000	西栄町	東野医	20.000	合計	140件	1.118.000
〃	黒本土木	5.000	〃	長友建築事務所	10.000			
〃	幸大土木	5.000	〃	マルイ建材	2.000			
〃	寺原孝一	2.000	〃	河野九州男	2.000			
〃	柴田重盛	5.000	〃	桜井喜美子	2.000			
〃	宮田真功	10.000	平城西	チムニットKK	10.000			
〃	白木旅	10.000	〃	灘波江鉄工所	10.000			
〃	くわだ旅館	10.000	旭町	山口常太郎	10.000			
〃	加根又門川支店	10.000	〃	立花寛三酒	3.000			
〃	宮崎ジユウタン	5.000	〃	山口近治	3.000			
〃	黒木タケ子	3.000	〃	黒木豪	3.000			
〃	山本静江	2.000	〃	門川漁業協同組合	10.000			
〃	藤崎日出博	10.000	〃	門川水産加工組合	10.000			
〃	新産測量コンサル	10.000	〃	姫野藤一	3.000			
〃	魚甚閣	10.000	〃	金丸造船	3.000			
〃	原医	10.000	〃	平波喜一	3.000			
〃	金丸慶蔵商店	5.000	〃	山口村進	3.000			
〃	安田石油店	5.000	〃	山口広美	3.000			
〃	一六八食堂	5.000	〃	小谷電機	5.000			
〃	米良酒	5.000	〃	小林静男	3.000			
〃	二宮茂商	5.000	〃	小田留男	3.000			
〃	水南写真	5.000	〃	立花雄一郎商店	3.000			
〃	吉村電器	2.000	〃	日高藤一郎	2.000			
〃	金丸次病	10.000	〃	河野留喜	2.000			
〃	宮銀門川支店	10.000	〃	一〇水産	10.000			
〃	宮相銀門川支店	10.000	〃	D Sサンケイ	10.000			
〃	日向農協門川支店	10.000	〃	門川青果市場	10.000			
〃	青島飯店	10.000	〃	小柳一男	5.000			
〃	浜口衣料品店	5.000	〃	早瀬範久	5.000			
〃	中原文具店	5.000	〃	河倉沢酒	5.000			
〃	丸八呉服店	5.000	〃	神戸欣	3.000			
〃	二葉文具店	5.000	〃	宮崎ツバメ	2.000			
〃	久米米信	5.000	〃	江川石油店	2.000			
〃	小泉管工務店	5.000	〃	福留ハム	2.000			
〃	長友川月堂	3.000	〃	富高工業	20.000			
〃	門川齒科	2.000	〃	紀竜産業	10.000			
〃	門田興産	10.000	〃	江川プロク	10.000			
〃	丸山モータース	2.000	〃	宮崎鋳機KK	5.000			
〃			〃	日建化学KK	5.000			
〃			〃	旭マルキガスKK	5.000			
〃			〃	昭栄水道	5.000			
〃			〃	請関水道	5.000			
〃			〃	日高勝三郎石油店	5.000			
〃			〃	森工務所KK	5.000			

職域募金

共同募金	
町役場職員	38.435
五十鈴荘(特老)	78.103
民生委員協議会	16.000
社協職員	3.500
その他(募金箱)	5.136
街頭募金 (ガールスカウト 宮崎第3団)	9.461
合計	115.221
歳末募金	
門中生徒会	52.161
ゼンセン同盟 チムニット労組	20.230
法泉寺	17.000
門川町演歌愛好会	13.460
宮崎ジユウタン労組	4.845
西門川中職員	3.475
門小職員	2.791
千草義男	1.224
藤田計子	133
	150.733

② 当該中高年齢者をこの給付金主

受給できる事業主は次の①から③までのすべてに該当する事業主です。

① 次のイ又はロに該当する事業主であること。

イ、労働大臣が指定する期間内に、次の(イ)又は(ロ)に該当する中高年齢者(五十五歳以上六十五歳未満の者)を常用労働者として雇い入れ、五十五歳以上の常用労働者の雇用割合又は雇用者数を高める事業主

(イ) 公共職業安定所の紹介を受けた者

(ロ) 雇用保険の受給資格者等で公共職業安定所に求職の申込みをしている者及び就職指導手当等の支給対象者

ロ、労働大臣が指定する期間内に公共職業安定所の紹介により、中高年齢者(四十五歳以上五十五歳未満の者)を常用労働者として雇い入れ、四十五歳以上の常用労働者の雇用割合又は雇用者数を高める事業主

② 中高年齢者をこの給付金主

受給できる事業主は次の①から③までのすべてに該当する事業主です。

① 次のイ又はロに該当する事業主であること。

イ、労働大臣が指定する期間内に、次の(イ)又は(ロ)に該当する中高年齢者(五十五歳以上六十五歳未満の者)を常用労働者として雇い入れ、五十五歳以上の常用労働者の雇用割合又は雇用者数を高める事業主

(イ) 公共職業安定所の紹介を受けた者

(ロ) 雇用保険の受給資格者等で公共職業安定所に求職の申込みをしている者及び就職指導手当等の支給対象者

ロ、労働大臣が指定する期間内に公共職業安定所の紹介により、中高年齢者(四十五歳以上五十五歳未満の者)を常用労働者として雇い入れ、四十五歳以上の常用労働者の雇用割合又は雇用者数を高める事業主



ほころび、はじめた梅の花

SF商法とは

新製品普及会の略で催眠商法ともいいます。まず公民館とか集会場などに大ぜいの人を集めます。その参加者に手をあげさせたり、拍手させたりして品物(卵やうどん、ポリ容器など)をただで配ったり、ほんの申し訳程度の価格で売ったりします。しかもただ配ったり売ったりするのではなく「ハ、早い勝ちだよ。早く手を上げないとなくなるよ。声の大きい人には、ただであげるよ。」などと熱狂的な雰囲気をもたせ出し、商品をもらいたいという心理を強め、冷静な判断力を失わせます。

その

SF商法の業者は、今日はこの町、明日はかなり離れた場所などに出発して、実体は握しにくく解約申し込みをするにも、また品質に疑問が生じ問題を持込もうにもできないこととなります。このように無料で商品をくれるとか、常識外の安い価格で商品を売っているとかの裏には、高額商品がかくされていることがあり、本当に必要なものか再確認して衝動買いしないように気を付けたいものです。

事業主のみなさんへ

——各種給付金案内——

中高年齢者雇用開発給付金

受給できる事業主は次の①から③までのすべてに該当する事業主です。

① 次のイ又はロに該当する事業主であること。

イ、労働大臣が指定する期間内に、次の(イ)又は(ロ)に該当する中高年齢者(五十五歳以上六十五歳未満の者)を常用労働者として雇い入れ、五十五歳以上の常用労働者の雇用割合又は雇用者数を高める事業主

(イ) 公共職業安定所の紹介を受けた者

(ロ) 雇用保険の受給資格者等で公共職業安定所に求職の申込みをしている者及び就職指導手当等の支給対象者

ロ、労働大臣が指定する期間内に公共職業安定所の紹介により、中高年齢者(四十五歳以上五十五歳未満の者)を常用労働者として雇い入れ、四十五歳以上の常用労働者の雇用割合又は雇用者数を高める事業主

特定求職者雇用奨励金

(高年齢者・心身障害者等)

受給できる事業主は、次のすべてに該当する事業主です。

① 公共職業安定所の紹介により次のいずれかの者を常用労働者として雇い入れる事業主。

イ 高年齢者

ロ 特定広域紹介対象者

ハ 特定産業離職者

ニ 特定不況業種離職者求職手帳所持者(四十歳以上の者に限ります。)

ホ 心身障害者

ヘ 身体障害者又は精神薄弱者

ヘ 同和対策対象地域住民

ヘ 寡婦等

② 雇用奨励金の支給終了後も、引き続き相当期間常用労働者として雇用する事業主であること

SF商法に

気をつけましょう

SF商法とは

新製品普及会の略で催眠商法ともいいます。まず公民館とか集会場などに大ぜいの人を集めます。その参加者に手をあげさせたり、拍手させたりして品物(卵やうどん、ポリ容器など)をただで配ったり、ほんの申し訳程度の価格で売ったりします。しかもただ配ったり売ったりするのではなく「ハ、早い勝ちだよ。早く手を上げないとなくなるよ。声の大きい人には、ただであげるよ。」などと熱狂的な雰囲気をもたせ出し、商品をもらいたいという心理を強め、冷静な判断力を失わせます。

その

SF商法の業者は、今日はこの町、明日はかなり離れた場所などに出発して、実体は握しにくく解約申し込みをするにも、また品質に疑問が生じ問題を持込もうにもできないこととなります。このように無料で商品をくれるとか、常識外の安い価格で商品を売っているとかの裏には、高額商品がかくされていることがあり、本当に必要なものか再確認して衝動買いしないように気を付けたいものです。

定年延長奨励金

定年を労働協約または就業規則によつて定めており、その定年年齢を五十六歳以上に引き上げた事業主

① 定年を労働協約または就業規則によつて定めており、しかもその定年年齢が六十歳以上であること。

② (1)に該当する定年退職者をその退職日の翌日から七日以内に再び常用労働者として採用し、一年以上雇用すること。

※詳しいことは、宮崎県職業安定課、日向公共職業安定所におたずね下さい。

継続雇用奨励金

次の(1)と(2)のどちらにも該当する事業主

(1) 定年を労働協約または就業規則によつて定めており、しかもその定年年齢が六十歳以上であること。

(2) (1)に該当する定年退職者をその退職日の翌日から七日以内に再び常用労働者として採用し、一年以上雇用すること。

※詳しいことは、宮崎県職業安定課、日向公共職業安定所におたずね下さい。

責任の追求が

困難になります

SF商法の業者は、今日はこの町、明日はかなり離れた場所などに出発して、実体は握しにくく解約申し込みをするにも、また品質に疑問が生じ問題を持込もうにもできないこととなります。このように無料で商品をくれるとか、常識外の安い価格で商品を売っているとかの裏には、高額商品がかくされていることがあり、本当に必要なものか再確認して衝動買いしないように気を付けたいものです。



門川町消防出初式

盛大に挙行される

県下のトップを飾る恒例の出初式は、本年も一月四日庵川漁港埋立地で町民の皆様をはじめ、多数の来賓を迎えて意気盛んに開催されました。本町消防団はその名声を県下に誇り、当日も寒風の中を通常点検にその意気を示し、町民の盛大な声援をうけました。

◎成績は次のとおりです。

優勝 十三部

準優勝 五部

三位 四部

(消防音楽隊)

町長表彰										県協会長表彰									
本部	班	長	池田	保	本部	班	長	長谷川	義明	本部	班	長	新田	利彦	本部	班	長	金丸	直利
一部	班	長	黒木	豊彦	一部	班	長	中田	幸人	一部	班	長	黒木	勝政	一部	班	長	黒木	勝信
二部	班	長	黒木	秀三	二部	班	長	小島	東	二部	班	長	高橋	竹伸	二部	班	長	久保	広良
三部	班	長	安田	茂明	三部	班	長	黒木	守	三部	班	長	熊沢	敏	三部	班	長	吉塚	陽太郎
四部	班	長	池田	保	四部	班	長	黒木	豊彦	四部	班	長	中田	幸人	四部	班	長	金丸	幸市
五部	班	長	黒木	豊彦	五部	班	長	黒木	藤志夫	五部	班	長	坂本	慶次	五部	班	長	坂本	慶次
六部	班	長	坂本	慶次	六部	班	長	坂本	慶次	六部	班	長	坂本	慶次	六部	班	長	坂本	慶次
七部	班	長	坂本	慶次	七部	班	長	坂本	慶次	七部	班	長	坂本	慶次	七部	班	長	坂本	慶次
八部	班	長	坂本	慶次	八部	班	長	坂本	慶次	八部	班	長	坂本	慶次	八部	班	長	坂本	慶次
九部	班	長	坂本	慶次	九部	班	長	坂本	慶次	九部	班	長	坂本	慶次	九部	班	長	坂本	慶次
十部	班	長	坂本	慶次	十部	班	長	坂本	慶次	十部	班	長	坂本	慶次	十部	班	長	坂本	慶次
十一部	班	長	坂本	慶次	十一部	班	長	坂本	慶次	十一部	班	長	坂本	慶次	十一部	班	長	坂本	慶次
十二部	班	長	坂本	慶次	十二部	班	長	坂本	慶次	十二部	班	長	坂本	慶次	十二部	班	長	坂本	慶次
十三部	班	長	坂本	慶次	十三部	班	長	坂本	慶次	十三部	班	長	坂本	慶次	十三部	班	長	坂本	慶次



(表彰を受ける第13部)



(車両行進)

同和問題を

正しく理解するために

(1)

はじめに……

人間は生れながらにして平等でありその基本的な人権は侵すことのできないもので日本国憲法にはそのことがはつきりうたててあります。お互にその人権を認め合い尊重しあつてこそ、はじめて真の民主主義の世の中になつたといえましょう。しかし残念ながら私達の身のまわりには、まだまだいろんな差別や偏見があり不合理なことがたくさん残されております。その最も大きくしわよせされたのが「部落差別」であります。

昭和四十年「同和对策審議会」が内閣総理大臣の諮問にこたえて答申をだしてから、すでに十五年を過ぎさらに昭和四十四年「同和对策事業特別措置法」が制定されてから十二年目をむかえています。「同対審」答申ならびに「同和对策特別措置法」は、同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であることを明確にし、国および地方公共団体の総合的、積極的な施策の必要性をいっています。「同和問題の解決は、国や地方公共団体の責務であり国民的課題である」といわれ

るのはなぜでしょうか」

つくられた差別……

部落差別のおこりは、江戸幕府によつて民衆支配の必要からつくられた政策であつたことは、日本の歴史に明らかです。幕藩体制の身分的差別政策の犠牲として、農工商という民衆の身分の最底辺に賤民身分としての「部落」がつくられました。農民は当時、国民の八十五分を占め民衆の中心的存在であり、武士階級にとつては、農民からとりたてて年貢が封建制度をささえる最大の財源でした。「五公五民」



(シクラメン)

さらに「六公四民」といわれる高率の年貢は、農民にとつては苛酷なものでした。幕府や藩は農民の不満をそらすために、民衆のなかで農民を最上の身分におき、そのため農民の生活は苦しいけれども自分たちは町人より身分が上であ

る身分から農工商の身分にもどることが許されました。この場合、身分の上下では「えた」は「非人」よりは原則としては上でした。そのため「えた」は「非人」を見くだし、「非人」は足洗いができから自分の方が上だといつて「



第12回

白バラ駅伝大会

参加チーム受付中

町青年団主催により、「明るい選挙を合言葉に」町民一人一人が主権者としての自覚を高めることを目的で白バラ駅伝大会が来る二月十五日(日曜日)に左記の要領により開催されますので、参加希望チームはどしどし申し込み下さい。

※申込

(イ)申し込み先

町教育委員会、青年団事務局

(ロ)申し込み期日

二月八日まで申し込みのこと

※監督会議

二月十四日(土) 中央公民館

午後七時三十分

※コース

役場スタート(男)「千五百」梶木

(女)「七百」附内橋(男)「千七百」城屋敷公民館(女)「八百

小園(男)「二千二百」金太郎焼

肉店前(女)「六百」坂元タクシ

一(男)「千四百」元八部消防機

庫(男)「千」鳴子橋(男)「千

五百」役場ゴール

※その他

事故については一切責任を負いませんので、各々スポーツ障害

保険に加入するなど処置をとる

事

みなそろつて

心がけよう

きれいな選挙

えた」を見くだし、たがいに反目するようになりまし。これは幕藩政策の巧妙な分裂支配でした。以上のように、江戸幕府の分裂支配はみごとに成功して、国民の間に徹底した差別と憎しみをそだて差別する日本人の社会意識をつくりあげました。

シリーズ

門川町青少年健全育成町民会議だより

《しつけの出発点》

しつけの出発点は子供を知ることにあります。子供を知ることとは簡単なことのようになかなか難しいことです。

ある人は「子供のことを最もよく知っているのも親であるが、また子供の事を一番知らないのも親である」と言っています。

それは親が怠つて、子供を知らぬわけではありません。親に愛情があるから、子供を見誤るので親は一般に子供を実際より小さく見勝ちです。愛情は子供を小さく見せるのです。この辺に親が子供を知る一つの手がかりがあります

・「うちの子は思っているより大きくなっているのだ」という目で子供を見て欲しいと思います。子供自身も大きく見てもらえることを喜んでくれるのです。

親が子供を知らないのは、親は子供の成長に気づかないからで子供の嫌いな言葉は「子供のくせに」とか「小さいくせに」という言葉です。一人前の人間として見て行くことが肝要です。

次に子供を知る方法は子供と話をすることです。子供の話を聞いて

てやることです。親は小さい時から子供に話をさせて親が聞き役にまわるような習慣をつけることが大切です。

幼稚園や学校から子供が帰つたら、その日あつた事を話させるのも重要なことです。その話の中から、親は子供を知る手がかりをつかむことができるのです。楽しい夕食のときなど談笑の中に過ごしたいものです。「黙つてごはんを食べなさい。」「あなた近頃よくしゃべるわね。」「など言われると子供は今輪際親にはもの言うまいと思うようになるかも知れません。

自由にもが言えてこそ、家庭の本質ともいふべき安定感が生れるのです。家庭の安定感とは自由にも言っています。対話により相手の心を知つてこそ、はじめて愛情も生まれ、協力も思いやりも生まれ指導もできるのだと思います。次に子供を見守ることです。愛情のこもつた目で、子供を見守るとき子供の良さも見えるものです。そして小さな変化も、兆候



(願掛する少女)

昭和五十五年度

門川町社会教育

推進町民大会

一、期日 昭和五十六年三月八日(日)

二、会場 門川町立門川小学校

三、実践主題

「明るい家庭、住みよい郷土」「時間を守ろう、話し合いをしよう、連帯意識を高めよう。」

四、大会内容

活動報告及び全体会議と記念講演

記念講演

演題 「明日を創る心」

講師 流通経済大学教授

渡辺 博史先生

講師紹介

現住所 埼玉県富士見市鶴瀬東

東洋大学大学院修士課程終了

東洋大学講師を経て現職

著書 「地域社会分析の理論と方法」国立社会教育研究所紀

要第二集、社会教育調査

の技法 (全国社会教育連

合編)等

社会教育における斯界の權威で理論面は勿論、社会教育の実践に重点をおかれ、全国各地で講演されていらつしやる売れっ子でもあります。

講演もわかりやすく、ユーモアを混じえての話術には定評があります。

ご講演を拝聴くださいますならば、必ず「明日を創る心」ができることを確信致します。ご講演を楽しみにお待ちしております。



立春



サッカースポーツ教室 開設される!!

(門川サッカー少年団)

サッカー教室を開設し、サッカーの基礎的な技能を身につけ、教室終了後も続けてできるまでの技能を向上させるとともに、スポーツを愛好するものとしてのマナーやエチケットについても指導する。
申し込み者は左記の通り申し込むこと。

記

一、主催

宮崎県体育協会
門川町体育協会

二、後援

宮崎県教育委員会
門川町教育委員会

三、主管

門川町サッカー協会

四、開設時期

昭和五十六年二月三月
毎週月曜、土曜日(会場の関係で日程が変更の場合がある)

月曜日：午後四時から六時まで
土曜日：午後二時から五時まで

五、対象者

小学生：一年生～五年生

六、指導者

日本体育協会公認スポーツ指導者 寺原留義
宮崎県サッカー教員団監督 鎌田英俊
門川町サッカー協会指導者 負担金

参加費：二百円
スポーツ保険：三百四十円
合計：五百四十円

文化協会だより

門川俳句会

早川美江子
・波濤万里越えてカナダの賀状つく

黒木 甚六
・若水を汲みいし人の夢に願つ

黒木 ユキヨ
・音もなく明けて万象大巨

野地純太郎
・柿一葉落暉を貯めて年は逝く

今村富士子
・書き添えし賀状の友の懐かし

一、申込先

門川町教育委員会

社会教育課(電話③一一四〇)

内線四十九番)

一、体協だより

一、体協だより

一、体協だより

一、体協だより

一、体協だより

一、体協だより

一、体協だより

一、体協だより

一、体協だより

一、体協だより

一、体協だより

一、体協だより

一、体協だより

一、体協だより

一、体協だより

社会教育関係団体等の紹介 (6)

門川町文化協会について

一、目的

門川町文化協会は、門川町内の芸術、文化活動の向上を図り、明朗でうるおいのある豊かな町づくりに寄与することを目的として、昭和五十三年十一月三日発足いたしました。

従来、文化活動は各文化団体ごとに独自に行なわれておりましたが、だんだんその活動が多面的、計画的、積極的に行なわれるようになってから、これを統合、調整の必要が生じ、また全体の文化活動の「要」として文化協会の設立を希望する声も高まって、町教育委員会指導の下に誕生したものであります。

二、文化協会の組織

文化協会は、町内の芸術、文化団体並びにこの趣旨に賛同する町民をもつて組織され、団体会員と個人会員から構成されております。現在団体会員は、門川俳句会以下一六団体三二三名、個人会員三一名であります。

三、文化協会の事業

一、文化祭、文化講演会及び文化行事の開催

2、文化活動の援助及び文化施設の建設促進

3、団体間の親睦及び事業連絡調整

その他となつております。

当面の事業としては、文化祭、文化講演会、その他の文化行事の企画、実施ということが主たる事業であります。

「文化祭」については、文化協会発足以来体育部間とともに、門川町総合文化祭の一環として実施することとなり、秋の文化の日を中心として、本格的な文化行事を実施しております。

最近町民の関心も高まり、小中学校をはじめ一般町民からの、書道、絵画、手芸、工作物、生花、写真などの出品が多く、その他らん、おもとの展示、民謡、民舞、音楽発表会も逐年盛大に行なわれるようになってまいりました。

「文化講演会」については、昭和五十四年宮大教授、竹内英夫氏の「林野統一政策の歴史」について

講演があり、昭和五十五年十二月九日には元NHKアナウンサー青木一男氏により、「反省のある生活、ぐちを云わない生活、しつけの必要性と何が本当の人間としての学問であるか」等について講演があり聴衆に多大の感銘を与えました。このような講演会はできれば年一回は開きたいものです。

「文化行事」については、昭和五十四年六月一日九州交響楽団の公演が行なわれ、迫力ある本格的オーケストラの生演奏によつて聴衆を魅了し大きな感動を与えました。

四、今後の課題

文化活動を積極的に推進するには何と云つても資金が必要であり資金の捻出もまた文化協会の大きな仕事であります。町財政の極めて厳しい今日、予算面からの補助増額にも限度があり、会費の増額も不況下の今日では容易ではありません。しかし文化協会に対する町民の期待はますます大きいものがありますので今後とも補助増額の要請、賛助会員の獲得等によつて資金捻出のため一層の努力が必要かと思ひます。

また文化施設の建設促進ということも大きな課題であります。公共施設が地域文化の向上発展にいかにか大きな影響を及ぼすということは云うまでもありません。音楽演奏会、芸術演劇、知名士特

別講演会、いずれもまず適當な会場を必要とします。もし地の利のよい門川町に立派な文化会館ができたなら門川町民のみでなく、日向延岡の市民も積極的に利用が可能でありましょう。是非近き将来文化会館の建設を期待したいものであります。

五、あとがき

西日本有数の文化都市、倉敷のまちは、倉敷川のほとりに白い壁と黒い瓦の土蔵づくりの静かなたたずまいの中に誇り高い大原美術館、倉敷歴史館、倉敷民芸館、倉敷考古館など美しいほどの文化施設が整備され、倉敷市民の文化に対する関心の高さを物語つております。わが門川町ではそのような文化施設には手が届かないにしても、門川には門川の良さがあります。門川には海あり、山あり、川あり、他町村には比類のない美しい自然環境に恵まれております。そしてこの恵まれた自然環境の下に、我々は、我々の祖先が築いた文化の中で今日の生活が支えられています。この現実を町民の一人一人が自覚して、この土地に生きる喜びを感謝しつつ明るくあいさつを交し心豊かでうるおいのある町として文化の向上につとめるならば、それもまた住みよい町、文化の町として誇りうる価値あるものではないでしょうか。

募集しています

二級建築士課程
建築製図科
和裁科生

日向地区高等職業訓練校は、二級建築士課程講習生と建築製図科訓練生を募集しています。資格は建築大工のかた、期間は、二級建築士が一年、建築製図科が二年で毎週木曜日の午後六時から九時まで同校で行います。

また、同校では和裁科の生徒も募集中です。期間は二年で昼間部が毎週火曜日の午前九時から午後三時まで、夜間部が毎週火曜日の午後六時から九時まで、入学式は四月十三日の予定です。

入校ご希望のかたは、三月末日までに同校(日向市財光寺下ヶ浜電話四一七三五〇)へお申し込みください。

「進学ローン」のお知らせ

国民金融公庫延岡支店

延岡三三六三二一

高校、大学等に進学される方々の経済的負担の軽減を図るため「国の進学ローン」の制度があります。

資金の必要な方はお申込ください。融資の条件は次のとおりとなっております。

一、対象者

来春高校、大学等に進学するための資金を必要とされる方ただし、所得が勤務者では、五三〇万円以内、事業者にあつては三八〇万円以内の方

二、融資額

一世帯あたり 五〇万円以内

三、融資期間

高校三年以内 大学四年以内

四、利率

年八、八%

五、保証人

一名以上 ただし、保証基金制度を利用の場合

六、返済方法

毎月元利均等払、ボーナス併用払も可能

なおこの制度は、国民金融公庫のほか銀行、相互銀行、信用金庫信用組合、農協、漁協、労働金庫等でも取扱っておりますので、詳しいことは各窓口でお問合せください。



(にぎわった中山さん)

米良ケサノ

初詣で木の間を透いて日向灘

密こぼす洋蘭の花冬ぬくし

三石たくじ

君

伊公彦



(門小バザー)

寄付お礼

門川町加草四区の請願要次さんご夫妻、並びに由加ちゃん(十四才) 誠世ちゃん(十二才) 一美ちゃん(九才) ひとみちゃん(六才)の四人の方々は今年もまた、お正月のお年玉の一部を是非、交通遺児の皆さんに役立てて下さいと、壱万二千元をご寄贈いただきました。

日向地区交通安全協会
門川支部



この度、中央公民館図書室新設に伴い、「図書」の購入に役立てて欲しいと、門川ライオンズクラブより、二十万円の多額にのぼるご寄贈をいただきました。ここに厚くお礼申し上げます。

この度、次の方々から中央公民館図書室へ、蔵書のご寄贈をいただきました。

贈書お礼

- ・平城東、坂本郁夫様より
オルコット少女名作 全集十二冊
- ・中尾、山本トヨ様より
小説類四十二冊
- ・西栄町、佐藤 寛様より
俳句集外一冊
- ・平城東、長友シマ子様より
小説類二十五冊

ごめい福を祈る

死亡者氏名	年令	住所
倉石 利春	52	上納屋三区
宮ノ下 一	70	平城西
藤田サカエ	44	南ヶ丘
山本 正人	71	南町一区
小野森四郎	79	小園

- ・本町、重住 敬様より
児童図書二十冊
 - ・上町、水永孝三郎様より
児童図書八冊
 - ・東栄町、安本徳三郎様より
児童図書二冊
- 以上七名の方々より合計百十一冊の寄贈をいただきました。
ここに厚くお礼申し上げます。

香典返しお礼

高橋 繁義	55	中村
日高 トメ	86	東栄町
関 ユキコ	70	本町
橋本三太郎	65	特老

小園	故小野森四郎殿
南町一区	故山本正人殿
中村	故高橋繁義殿
東栄町	故日高トメ殿
平城西	故帯谷フジ殿
加草三区	故浜田マユミ殿

右の方々には、不幸にして、ご逝去なされ、喪主の方より香典返しとして、金一封を社会福祉事業にとご寄贈いただきました。
ここに厚くお礼申し上げますと共に、故人のご冥福を心からお祈り申し上げます。

尚使途につきましては、その主旨にそいまして、社会福祉事業に活用させて頂きたいと存じます。

- 一金貳万円也 小野清春殿
- 一金五万円也 山本マツエ殿
- 一金参万円也 高橋治子殿
- 一金壹万円也 日高日出男殿
- 一金貳万円也 帯谷エイ子殿
- 一金貳万円也 浜田マチエ殿

締切日(一月十六日迄分)

社会福祉法人

門川町社会福祉協議会